公立鳥取環境大学
学生センター棟ＺＥＢ化改修工事（機械設備・建築）
工事関係説明書
（一般的事項）
１ 工事施工にあたり十分現地調査をし、設計図書と相違のある場合は監督員と協議すること。
２ 工事期間中の敷地の使用は、監督員及び学校管理者等と協議すること。
３ 工事に使用する電力、給水等は、施工業者の責任において行うこと。
４ 工事標示の看板（労災、建設業許可、建退共、その他監督員が指示するもの）を掲げるこ
と。
５ 工事に着手する際には、建設工事保険等に加入するとともに第三者に対する保険にも加入
すること。また、保険加入後速やかに監督員に報告すること。
６ 「建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置要綱」の規定にのっとり、建退共の掛金
収納書を提出するとともに工事完成時には使用枚数の実績報告書を提出すること。
（施工条件）
７ 早朝又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって監督員に
通知すること。
８ 停電作業は土曜日に行うものとし、休・祝日には工事の施工を行わないこと。ただし、や
むを得ず工事の施工を行う場合はあらかじめ監督員の承諾を受けること。
９ 工事着手までに工事施工計画書を作成し、監督員の承諾を得た上で施工を行うこと。
 施工計画書には、工事の概要、施工体制、工事工程、施工要領、安全管理、品質･出来形管
理等を要領よく記載すること。
（安全対策）
10 安全対策を十分に行い、安全に心がけ事故のないよう注意し施工すること。
11 発生材は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により積極的に再資源化に
努めること。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触しないよう、適切に処理す
ること。
12 騒音・振動等の発生する工事については監督員と協議のうえ施工すること。
13 既存施設に損害を与えるなどのトラブルが生じないよう施工すること。なお、損害を与え
たときは、請負者の責任において復旧すること。
14 周辺からの苦情には速やかに対応し、適切な処置を講ずること。
（その他）
15 工事関係書類は、鳥取県営繕工事に準ずるものとする。
16 大学を運営しながらの工事となるため、大学関係者や利用者の安全に配慮し工事を行うこ
と。